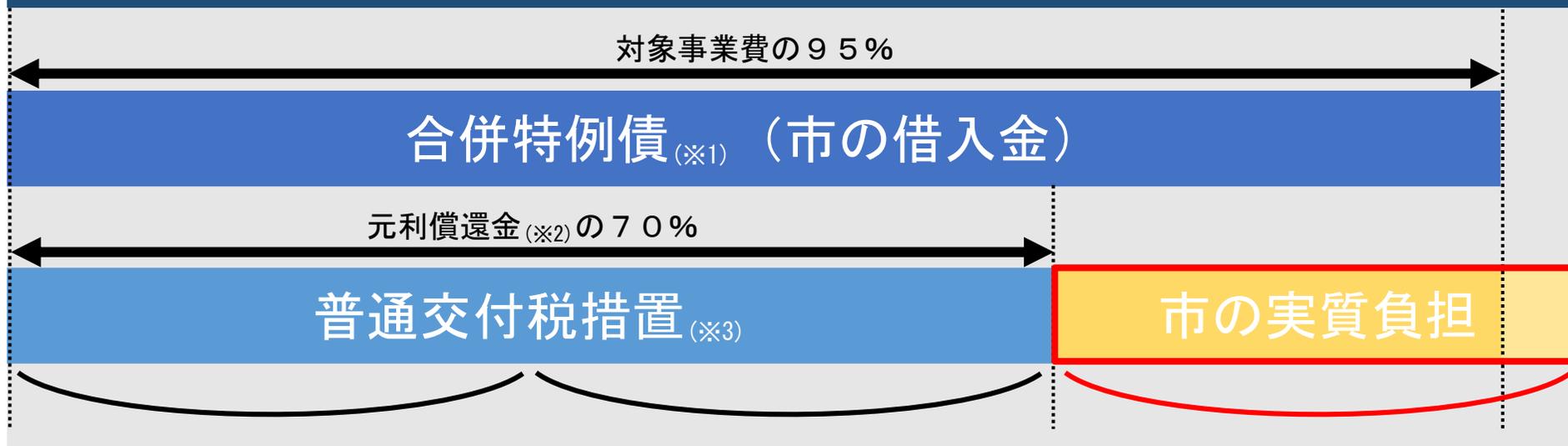


対象事業費



【合併特例債^(※1)とは】

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりのために、『新市建設計画』(本市：銚田市まちづくり計画)に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として借入することが出来る地方債(借入金)のことをいいます。

合併特例債の活用は、合併初年度を含む10カ年度に限られていましたが、東日本大震災等によって最長で25カ年度まで可能となりました。現在の本市では、銚田市まちづくり計画に定める期間(令和7年度)まで活用可能ですが、計画を改定することで、令和12年度まで活用することが可能となります。

【元利償還金^(※2)とは】

元利償還金とは、借入金の返済金(元金と利子)のことをいいます。

合併特例債は、この元利償還金のうち70%について普通交付税措置があります。

【普通交付税^(※3)とは】

普通交付税とは、自治体が標準的な行政を実施するために必要な財源に対し、税収等が不足する場合に、その不足額に応じて国から交付される税(交付金)のことをいいます。

【合併特例債を活用することで】

対象事業費の95%までお金を借り入れることができ、その返済金のうち70%分を国から受け取ることができる
⇒市は、実際にかかる費用(対象事業費)の約1/3の負担で事業を行うことができる